

生徒心得

学校は、社会に出ていくために必要な知識や技能等のほか、よりよい社会の形成者となるための様々な資質を身につけるための場です。その資質の1つに、社会の様々なルールやマナーを守ろうとする意欲や態度があります。教育基本法の第6条にも「…（学校は）教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。」とあり、学習者として一定の規律が重んじられるようにしていくことが求められています。

本校では、この考えに基づいて、義務教育の最終段階にいる皆さんが、規律ある集団生活の中で落ち着きと潤いのある学校づくりを実現し、心身共に健やかに成長できることを目指して、この生徒心得を定めます。

1 登下校

- (1) 交通ルールやマナーを守り、自他の安全に気を付けて定められた通学路を通り、寄り道をせずに登下校をする。不審者から身を守る意味から、できるだけ複数での登下校を心がける。
- (2) 自転車通学者は、本校の規程に基づいて学校の許可を得て利用する。自転車通学の決まりは別に定める。
- (3) 登校時間は7:20（昇降口開錠時刻）以降とする（朝練習のない日は7:50以降）。なお、朝練習は原則として7:30～8:10（片付け含む）とする。
- (4) 出欠確認（遅刻の判定）は8:25（チャイムの鳴り始め）とし、自席に着席して朝読書を始めていることをもって判定する。
- (5) 朝会のある日は8:15には教室前の廊下に整列し、クラスごとに会場へ移動する。
- (6) 放課後の諸活動のない日は帰りの会後速やかに、活動のある日は活動終了後速やかに下校する（放課後の諸活動は、最終下校時刻20分前に終了。最終下校時刻は別記）
- (7) 登下校時のコンビニ等への立ち寄り、自販機を含めて買い物・飲食などはしない。

2 授業

- (1) 休み時間中に次の授業の用意を済ませ、2分前行動を心がける。
- (2) 忘れ物をしない。万が一忘れ物があった場合は必ず先生に申し出る。原則として勉強道具の貸し借りはしない。
- (3) 学生の本分は学業であるのだから、主体的に真剣に授業に臨むようにし、他の生徒の学習の妨げになるような言動はもちろんのこと、居眠りや関係のないことはしない。

3 身だしなみ

- (1) 登下校および学校生活における服装は原則として標準服（制服）とする。
男子の標準服は黒の詰襟の学生服（上下）とする。
女子の標準服は紺のブレザー・ベスト・スカートまたはスラックスとする。
なお、夏季の標準服は上着（学生服やブレザー）を脱いだ状態のものとなる。
※ 天候や活動内容などによって、体育着・ジャージで生活する場合もある。別途指示をする。
- (2) ワイシャツは白地の標準型（開襟やボタンダウンでないもの）とする。
- (3) ベルトは黒、紺、茶系で華美な装飾のないものとする。
- (4) 靴下は白・黒・紺を基調とした単色のものとする。ワンポイントやラインの入った

ものでもよい。ただしルーズソックスは不可とする。

- (5) 通学用の靴は、体育の授業や運動に適したものとする。革靴、バスケットシューズ、カジュアルシューズなどは不可とする。
- (6) 体育着・ジャージ、上履きは本校指定のものとする。
- (7) 名札は登校後に本校指定のものを左胸につけ、帰りの会後にはずすものとする。
- (8) 頭髮は上級学校の入試や面接等も視野に入れ中学生らしい清潔感あるものとする。
 - 視力低下等を防ぐために、前髪が目に入らないようにするのが望ましい。
 - 肩よりも長い髪の場合は、ゴム紐（黒、紺、茶系）で結ぶようにする。ヘアピン（黒、紺、茶系）の使用は構わないが、カチューシャやリボンなど装飾性の高いものは不可とする。
 - 脱色、染髪、パーマ、変形、およびワックスなど整髪料の使用は不可とする。
- (9) 化粧、眉剃りや眉書き、その他装飾等（ピアス、ネックレス、ブレスレット、エクステンション、ネイル、カラコン、香水など）の着用・使用はしない。

4 冬季の防寒着等について

- (1) 衣替えの目安は、6月1日と10月1日とし、それぞれ前後1カ月を移行期間とする。ただし気候により各自で判断してよいものとする。
- (2) 冬期（11月から3月を目安）はダッフルコート、ピーコート、部活のウィンドブレーカー、セーター、ストッキング・タイツの着用を許可する。
- (3) コートは、黒、紺、茶、グレー系のものとし、セーターは黒、紺、茶、グレー、白系を基調としたものとする（セーターは袖や裾からはみ出さないように着こなしに気を遣う）。ウィンドブレーカーは、部活動で使用しているものを原則とし、それ以外のものについては学校の指示に従う。ストッキング・タイツは黒とする。なお、カーディガンやニットベストは認めていない。
- (4) 必要に応じてマフラー（長すぎないもの）、ネックウォーマー、手袋、耳当ての使用を認める。ただし校内では脱ぐようにする。
- (5) 必要に応じて、ひざかけや使い捨てカイロの使用を許可する。ただし使用済みのカイロは必ず家で処分する。

5 所持品

- (1) 教科書や文房具などの私物には必ず記名をする。
- (2) 水筒の持参を認める。中身は水、お茶類、スポーツドリンクとする。
- (3) カバンは、リュックタイプ（デイパック）のものを推奨する。なおサブバッグ（校章・校名のあるものとなないものがある）も購入可能である。
- (4) 衛生的に必要と判断される物（医薬品、無香料の制汗剤やふき取りシート、日焼け止め、薬用リップ、ハンドクリームなど）の使用は認める。ただし、TPO、エチケットに配慮して使用する。なお、医師から処方された薬の持ち込みは構わないが、トローチの服用など誤解を受けるようなものについては、予め学校に申し出ること。
- (5) 学習活動に不要な物（携帯電話、スマホ、音楽・ゲーム機器、漫画、雑誌、現金、水筒以外の飲食物など）は持ち込まない。不要物の持ち込みがあった場合は、原則として学校が預かり保護者へ返還することとする。

6 諸届・その他

- (1) 前もってわかっている欠席・遅刻・早退については、保護者から生徒手帳などを通じて理由を含めて必ず届け出ることとする。ただし、急でやむを得ない場合は、保護者が電話またはネットを介した連絡システムで連絡する。

- (2) 施設・設備、備品などを破損した場合は、速やかに担任に申し出ること。生徒に過失が認められる場合には、原則として実費を負担することとする。
- (3) 給食がない日の昼食（弁当）は、担任や部活動顧問等から指定された場所とする。
- (4) 休日の部活動における登下校については、部活動で認められている服装で構わない。学校で活動する場合の自転車利用は、自転車通学者のみに許可する。その他部活動における約束ごとについては、別途ガイドライン等で定める。
- (5) SNS等のネットトラブルが増加しているので、ネットを利用する場合は家庭でルールを定めるほか、マナー・モラルを守り正しく使用する。なお、学習用タブレット端末の利用については別途定めた規程を守る。
- (6) 学校生活において特別な配慮が必要な場合は、個別に学校に申し出て相談するものとする。